

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：日本道路株式会社（法人番号9010401023409）
業者の住所：東京都港区新橋1-6-5
- 2 指名停止措置期間：令和元年8月20日から
令和元年9月19日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：日本道路株式会社は、アスファルト合材に係る特定販売価格の決定に関し独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第5号「抜粋」

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から <u>2月以上9月以内</u>